

浜益区高齢者福祉4施設及び浜益保養センター(浜益温泉)指定管理者募集要項

1 募集の目的

高齢者福祉4施設及び石狩市浜益保養センターの一体管理・運営について、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)及び石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年条例第20号。以下「指定手續条例」という。)に基づき、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

2 業務を行う施設

(1) 施設の概要

施設の名称 石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり(以下「あいどまり」という。)

所在地 石狩市浜益区実田93番地17

設置目的 65歳以上の高齢者等で、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする者が、居宅において適切な介護を受けることが困難な場合に、入所による生活の安定を図る。

建物の構造等

ア RC造 2階建(石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみと共有)

イ 敷地面積 3,284.80㎡(なごみと共有)
建物延べ床面積 1,727.93㎡

ウ 施設内容 居室、食堂、ホール、小上がり、浴室(温泉)、特殊浴槽、パントリー、介護員詰所、更衣室、トイレ他

(2) 施設の概要

施設の名称 石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ(以下「なごみ」という。)

所在地 石狩市浜益区実田93番地17

設置目的 認知症の高齢者に対し、家庭環境の下での共同生活により自立した生活の促進を図る。

建物の構造等

ア RC造 2階建(あいどまりと共有)

イ 敷地面積 3,284.80㎡(あいどまりと共有)
建物延べ床面積 383.49㎡

ウ 施設内容 居室、食堂、介護員詰所、厨房、小上がり、リネン室、事務室、機械室、宿泊室、物品庫、更衣室、大ホール、理美容室、ロッカー室、トイレ他

(3) 施設の概要

施設の名称 石狩市シルバーホームはまなか荘(以下「シルバーホーム」という。)

所在地 石狩市浜益区実田93番地16

設置目的 高齢者の心身の増進、福祉の向上及び共同入居によるコミュニティ

の形成を図る。

建物の構造等

ア 補強セラミックブロック造 1階建

イ 敷地面積 2,738.02㎡ 建物延べ床面積 401.90㎡

ウ 施設内容 居室、食堂、厨房、事務室、機械室、宿泊室、物品庫、浴室、トイレ他

(4) 施設の概要

施設の名称 石狩市高齢者生活福祉センター（以下「高齢者生活福祉センター」という。）

所在地 石狩市浜益区浜益2番地4

設置目的 高齢者及び身体障がい者の福祉の向上を図る。

建物の構造等

ア RC造 2階建

イ 敷地面積 2,494.84㎡

建物延べ床面積 944.36㎡

ウ 施設内容 居室、洗濯室、浴室、ホール、機能訓練室、事務室、相談室、会議室、ボイラー室、機械室、休養室、厨房、物品庫他

(5) 施設の概要

施設の名称 石狩市浜益保養センター（以下「浜益温泉」という。）

所在地 石狩市浜益区実田254番地4外7筆

設置目的 市民の健康増進と福祉の向上及び観光振興を図る。

建物の構造等

ア 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建、一部地下1階

イ 敷地面積 5,844.71㎡

建物延べ床面積 1,037.63㎡

ウ 施設内容

- ・本館 ホール、休憩室、軽食・売店コーナー、事務室、集会室（和室3部屋）、機械室、男女脱衣場、男女浴室（主浴槽、泡風呂、サウナ、水風呂）、男女露天風呂、下足室、風除室、トイレ
- ・附属施設 源泉機械室、中継貯湯槽・プロパン庫、露天風呂機械室

3 自主事業 介護保険法に基づく訪問介護事業を実施すること。

4 管理・運営の基準

別紙「浜益区高齢者福祉4施設及び浜益保養センター（浜益温泉）の管理・運営に関する仕様書」のとおりとする。

5 申請資格

(1) 団体であること（法律上、個人は指定管理者になることはできないが、法人格の有無は問わない。）

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により石狩市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し又は一時停止を受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - カ 石狩市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 市町村民税のうち市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力を有していること
- (4) 施設を管理するにあたって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること

6 申請書類

- (1) 指定申請書（石狩市の定める様式 1）
- (2) 申請書類
- ア 団体であることを証する書類
 - (ア) 法人である場合は、当該法人の登記簿謄本
 - (イ) 自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の場合
自治法第 260 条の 2 第 12 項の証明書など
 - (ウ) その他の非法人の場合は、団体の規約、構成員名簿など
 - イ 団体又はその代表者が前記 5 (2)の事由に該当しないことを証する書類
 - (ア) 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）代表者の身分証明書
 - (イ) その他の事由の確認は、代表者からの申立書、市税の納税証明書など
 - ウ 当該団体の経営状況を説明する書類
 - (ア) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
 - (イ) 前事業年度貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - (ウ) 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
 - エ 当該団体の活動内容等を記載した書類
 - (ア) 団体の定款又は寄附行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
 - (イ) その他規定を記載した書類
 - オ その他の書類
 - (ア) 施設の指定期間内の年度ごとの施設事業計画書及び管理に係る収支計画書
 - (イ) 施設の管理に係る基本方針
 - (ウ) 業務の具体的実施要領

- (イ) 人員体制について記載した書類
- (オ) 施設管理に必要な資格、免許等を有する書類

カ 提出部数

正本 1 部及び副本 8 部。ただし、証明書関係は正本 1 部。

キ 提出方法

持参による。(郵送等は不可。)

ク 申請にあたっての留意事項

- (ア) 提出された書類は、返却しません。
- (イ) 必要に応じて追加資料を求めることがあります。

ケ 申請期間

平成 2 4 年 9 月 5 日 (水) から平成 2 4 年 1 0 月 4 日 (木) まで

7 指定の期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで (4 年間)

8 管理に要する経費等

高齢者福祉 4 施設及び石狩市浜益保養センター

委託料 4 0 , 0 0 0 千円 (消費税を含む。) 以内

委託料は、会計年度 (4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで) を基準とし、指定管理者から提出された支払計画に基づき支払います。

9 利用料金に関する事項

施設の利用料金は指定管理者の収入とします。

10 指定管理者の候補の選定

- (1) 指定管理者の選定は、申請期間内に申請をした団体 (以下「申請者」という。) があつたときは、申請資格を有する申請者のうちから、選定の基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定します。

(2) 選定の基準

(ア) 市民の平等な利用が確保されること

(イ) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること

(ウ) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること

(エ) 管理に係る収支計画書の内容が、施設管理費用の縮減が図られるものであること

(オ) その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

(3) 選定方法

(ア) 指定管理者の選定は、指定管理者選定委員会において、審査基準に基づいて行います。

(イ) 書類審査の結果は、選定委員会で審査後、文書にて速やかに申請者に通知します。

11 指定管理者の指定及び協定等

- (1) 指定管理者の指定には、石狩市議会の議決が必要です。
- (2) 選定委員会で選定した団体を指定管理者の候補者として、平成 24 年第 4 回石狩市議会定例会へ上程し、議決されると指定管理者として指定されます。
- (3) 石狩市と指定管理者は、業務の実施等に関し細目事項について協議のうえ、高齢者福祉 4 施設及び浜益保養センター(浜益温泉)の運営・管理に関し協定を締結します。協定の締結する指定管理者は、応募申請者と同一の団体に限ります。

12 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の運営管理に関する業務
 - ア 運営管理・保守業務
 - イ 施設維持管理業務
 - ウ 利用料金の徴収に関すること
 - エ 地場特産品の展示及び販売(浜益温泉に限る。)
 - オ その他市長が定める業務
- (2) その他の業務
 - ア 事業計画書及び収支予算書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 市等関係機関との連絡調整
 - エ 自己評価の実施
 - オ 指定期間終了にあたっての引継業務
 - カ その他日常業務の調整

13 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、事故等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応を行い、速やかに石狩市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はおそれが生じた場合は、速やかに石狩市に報告しなければならない。

なお、事業の継続が困難となった場合、石狩市は、施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、その管理業務及び経営状況に関し報告を求め、実地調査し又は必要な指示をすることができるが、その指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

14 関係法令等の遵守

指定管理者は自治法、石狩市特別養護老人ホーム条例・同施行規則、石狩市認知症高齢者グループホーム条例・同施行規則、石狩市シルバーホーム条例・同施行規則、石狩市高齢者生活福祉センター条例・同施行規則、石狩市老人デイサービスセンター条例・同施行規則、石狩市保養センター条例・同施行規則、指定手続条例・事務処理要綱、石狩市行政手続条例、石狩市個人情報保護条例、石狩市情報公開条例その他関

係法令の規定及び石狩市の指示を遵守すること。

(1) 石狩市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、石狩市個人情報保護条例（平成 10 年条例第 29 号）第 2 条第 3 項の規定により、施設の管理を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関しては本市と同等の責務が課せられるほか、後に締結する協定において、本市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(2) 石狩市情報公開条例の適用について

指定管理者には、石狩市情報公開条例（平成 12 年条例第 26 号）第 8 条の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後に締結する協定において、本市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

15 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な種類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とします。

(3) 選定業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定しないことがあります。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化或いは管理体制が整わない等により、指定管理者が行う業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

16 申請書類の配布場所及び提出先

石狩市保健福祉部地域包括支援センター

〒061 - 3216 石狩市花川北 6 条 1 丁目 4 1 番地 1

電話 0 1 3 3 - 7 2 - 7 0 1 7 Fax 0 1 3 3 - 7 5 - 2 2 7 0